

島本町立第四小学校 災害時における学校の対応について

1 島本町に、「暴風警報」、「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」、「洪水警報」のいずれかが発表された場合

	警報発表の有無	学校／通常授業			児童保育室
		対 応	給 食	備 考	
登校前	午前7時現在、いずれかの警報が発表されているとき	・ 自宅待機	な し		休 室
	午前9時までにすべての警報が解除されたとき	・ 登 校（午前中（4時間）授業 12：30頃下校） ※7時半までに解除されたら通常どおり地区集団登校。 ※7時半から8時の間の解除なら地区集合を30分遅らせ地区集合、集団登校。 ※8時から9時の間の解除なら解除よりおよそ30分後に地区集合、集団登校。	な し	小学校については、解除となった時点で、地区ごとに集団登校により登校する。	開 室 （お弁当が必要です。）
	午前9時現在、いずれかの警報が発表されているとき	・ 臨時休業	な し		休 室 ※1
登校後	いずれかの警報が発表されたとき	・ 臨時休業 原則、安全を確保した上で、速やかに下校させる。 【例外】 ・ 集中豪雨等、下校させることが危険な場合は、学校に待機させる。 ・ 学校に待機後、下校させる場合は、下校時期や下校方法は、状況によって判断する。	状況に応じて判断	※1 正午までに、すべての警報が解除された場合は、開室する。	

2 島本町に、「特別警報」が発表された場合

	警報発表の有無	学校／通常授業			学童保育室
		対 応	給 食	備 考	
登校前	午前7時現在、警報が発表されているとき	・臨時休業	な し		休 室

3 島本町に、震度5弱以上の地震が発生した場合

警 報 発 令 の 有 無	学校／通常授業			学童保育室
	対 応	給 食	備 考	
震度5弱以上の地震が発生したとき	・臨時休業	な し	【登下校中に発生した場合】 ・安全な場所に素早く身を寄せ、揺れが収まったら、学校か自宅のどちらか近い方に避難する。 【登校後に発生した場合】 ・児童生徒の安全を確保し、児童を保護者に引き渡す。	休 室

※従来の暴風警報に加え、大雨警報（土砂災害・浸水害）、洪水警報が臨時休業の対象となりました。（R3年.9月）

4 その他

(1) 保護者への伝達方法

災害対応時の保護者の皆様への伝達については、各学校からのメール配信（ミマモルメ）により行います。

各学校からのメール配信については、保護者の皆様に、正確かつ迅速に情報をお届けするためのものです。できる限り、ご登録いただきますようお願いします。